

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会 第31回会議次第

令和6年1月22日（月）

県庁別館2階第1会議室B

- 1 検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換
（廃棄物処理法（いずれも最終））
- 2 その他
- 3 次回の会議について

◎ 廃棄物処理法

1 逢初川源頭部とその周辺区域に搬入された廃棄物の概要

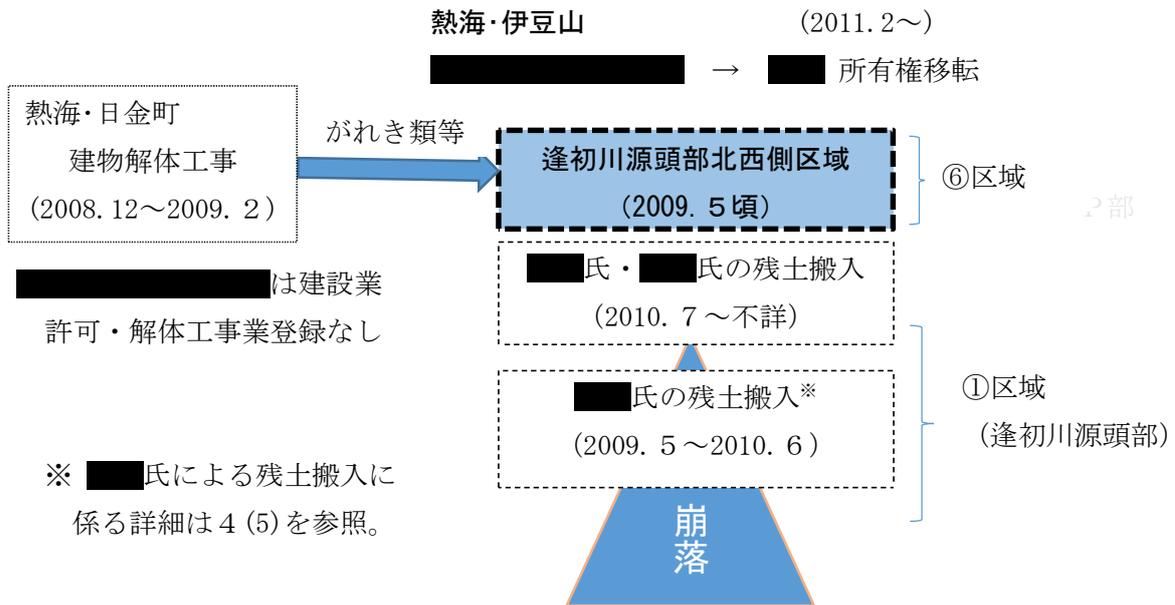
(1) 廃棄物が搬入されたことが確認された区域

逢初川源頭部とその周辺区域に廃棄物が搬入されたことが確認された区域は、以下のとおり。

場 所	搬入され、又は確認された廃棄物
逢初川源頭部北西側区域 (⑥区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2009 (H21) 年 2 月頃 熱海市内の建物解体工事現場で生じたと思しきがれき類、繊維くず(布団、毛布等)など ・ 2010 (H22) 年 10～11 月 ①区域から移動した“木くず” 混じりの土砂
残土搬入が行われていた 逢初川源頭部 (①区域・残土処分場)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2010 (H22) 年 7～8 月 “木くず” 混じりの土砂 ・ 2010 (H22) 年 10 月 瓦くず、陶器くず等が混じった土砂

(位置図)

<⑥区域と①区域の位置関係の概略図>



(2) 行政対応の経緯

ア ⑥区域に搬入された廃棄物への行政対応

(ア) 2009 (H21) 2月5日から2011 (H23) 年2月24日まで

- 2009 (H21) 年2月頃から、熱海市日金町における [黒] が関わる建物解体で生じたと思しきがれき類等が、当時、同社が所有する①区域から北西側に100メートル程離れた⑥区域 (水立1083番2の土地の一部ほか) に野積みしたまま、放置された。
- 県東部健福は、**廃棄物処理法 (以下「法」という。)**に基づき、[黒] [黒] に対し、がれき類等の撤去を求めたが、同社の [黒] 社長は“自社利用のため”と釈明し、撤去することを拒んだ。

(イ) 2011 (H23) 2月25日から2013 (H25) 年4月15日まで

- 2011 (H23) 年2月、産業廃棄物が放置された土地を [黒] 氏 (個人) が購入した。同氏は土地の購入に当たり、**覚書**で産業廃棄物の撤去を [黒] [黒] に求めていたが、同社は撤去しなかった。
- 県東部健福は、2013 (H25) 年1月に、[黒] 氏名義で、全ての廃棄物を当社の責任で処理する旨が記載された書面とがれき類を再利用したい旨の申し出書面を受領した。がれき類等を現実的に処理する選択肢として、土地所有者による速やかな撤去も考えられたため、県東部健福はこの申し出を、がれきの分別・破碎 (自ら利用) を条件に容認することとした。

(ウ) 2013 (H25) 4月16日以降

- ・ 〇〇氏による具体的な撤去作業計画を確認するため、県東部健福が2013 (H25) 年4月に立入検査を行ったところ、がれき類が地中に埋められたことが判明した。
- ・ 〇〇氏の指示により、がれき類を埋めた行為は“廃棄物の処分行為”に該当すると考えられたものの、県東部健福の指導を受け入れて埋めた産業廃棄物を撤去する意思を示した。県東部健福は、これらを掘り起こして適正に処理するよう法に基づいて指導を継続している。

イ ①区域に確認された“木くず”混じりの土砂への行政対応

- ・ 2010 (H22) 年8月に県東部健福は、本件崩落のなかった①区域の上流部で⑥区域の間に搬入された残土の法面修復に使われていた土砂に混じって“木くず”が確認された。このため、〇〇氏 (〇〇〇〇〇〇の工事部門を引き受けていたと考えられる者) 及び〇〇氏 (〇〇氏の指示を受けて①区域の上流部に残土処分を行っていた者) に対し、当該“木くず”を取り除くよう指導した。
- ・ 同年10～11月に県東部健福は、〇〇氏らが当該“木くず”混じりの土砂を⑥区域に移動したことを確認した。

2 廃棄物処理法の概要

(1) 法律の目的

廃棄物の排出を抑制しつつ、その適正な処理を通じて生活環境の保全を図る
(法第1条関係)

(2) 廃棄物とは

廃棄物の定義は、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう（法第2条関係）。

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して判断される（『廃棄物処理法の解説』より）。

補足

- ・ 最高裁判例では「廃棄物とは…（中略）…、物の性状、排出の状況、通常
の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきもの」とされており、廃棄物であるか否かは個別の事案に即して判断する必要がある。

(3) 法の対象となる廃棄物でないもの

法の対象となる廃棄物でないもの（昭和46年厚生省通知）は、以下のとおり。

- ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生じる土砂その他これに類するもの
- イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であつて、当該漁業活動を行なった現場附近において排出したもの
- ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの※

一般に土地造成の材料として使用されている有用物であり、廃棄物として客観的に観念することは困難とされている。ただし、土砂等がごみ、又はがれき類等の中に混在しており、その混合物がごみ、がれき類等として観念できる場合には、不要となった土砂等は当然廃棄物の範囲に含まれていると考えられる。

補足

- ・ 法の対象となる廃棄物ではない「土砂」と、明らかに「廃棄物」であるものが混然一体となり容易に分別できない状態の場合、どの程度の努力で分別できない状態か、その割合がどの程度か、現実問題として統一的規則性を示すことは困難であるため、従来、**総体的に価値があれば有価物（＝売買の対象）とする解釈が一般的である。**
- ・ 「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」（平成 11 年厚生省通知）では、「森林内の工事現場において、生活環境保全上支障のない形態で根株等を自然還元利用することは、昭和 46 厚生省環境衛生局環境整備課長通知でいう「自ら利用」に該当するものであり、当該根株等は、廃棄物として規制する必要のないものである」とされている。

(4) 事業者の責務

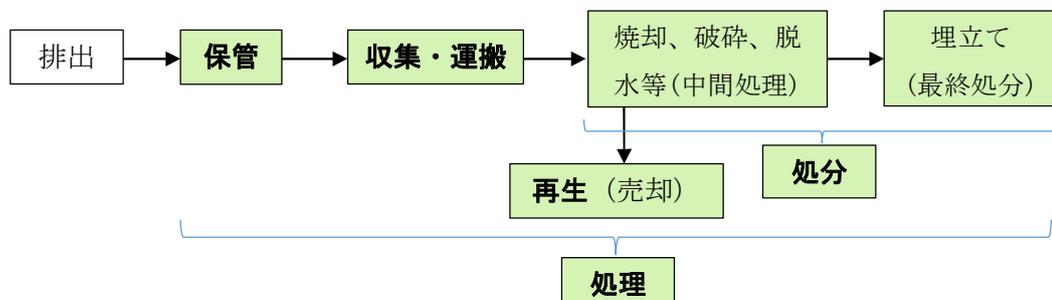
事業者は、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（法第 3 条）」、「その産業廃棄物を自ら処理しなければならない（法第 11 条）」とされている。

産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物

(5) 事業者による処理

事業者は、「自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない」とされている（法第 12 条関係）。

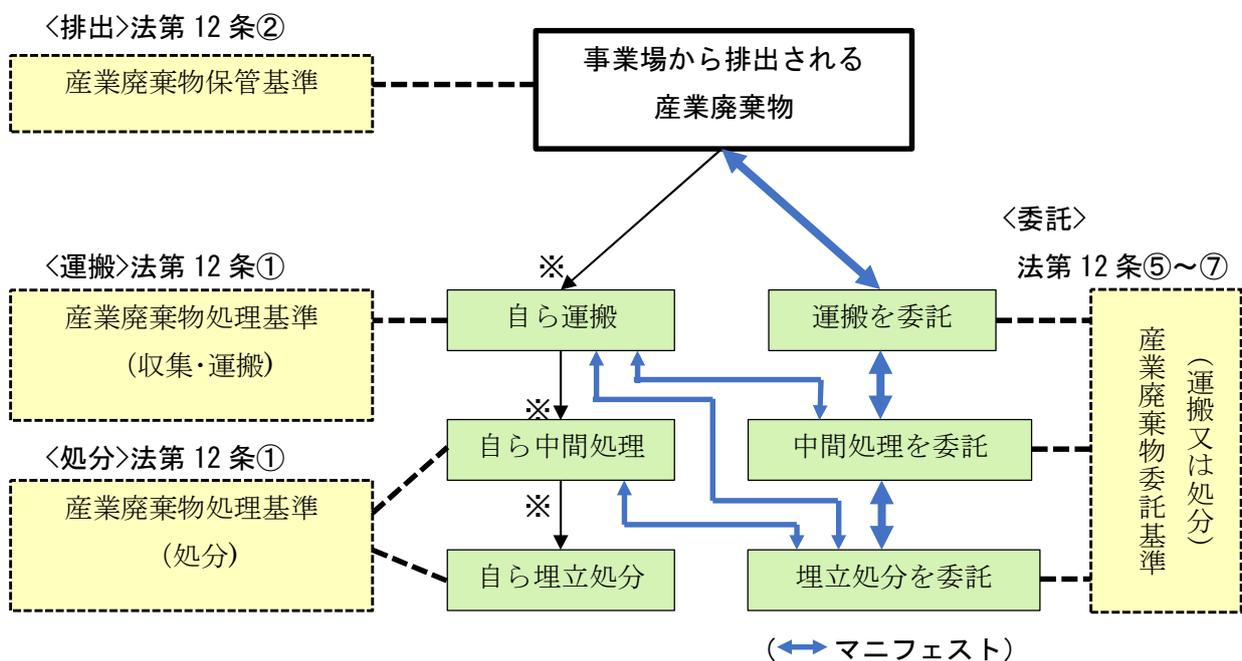
産業廃棄物の処理



補足

- ・ 廃棄物を再生利用するには、他人に有償売却できる性状のもの（有価物相当）であり、利用用途に応じた品質を確保するために適切な管理下に置かれていなければならない。他人に有償で売却できないものを排出事業者が使用することは「自ら利用」に該当しない。

産業廃棄物の処理の流れ



※「自ら運搬」「自ら中間処理・埋立処分」する場合にマニフェスト交付は不要。

産業廃棄物保管基準	<p>現場内の保管と同様に、現場外においても表示板、囲い等の基準に従って保管しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積替えのための保管：7日分の搬出量を超えない量 ・ 処分のための保管：14日分の処理法力を超えない量
産業廃棄物処理基準	<p>排出事業者のみならず産業廃棄物処理業者は、基準に従って収集・運搬又は処分を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理施設の設置許可 ・ 現場外における中間処理 など
産業廃棄物委託基準	<p>産業廃棄物の処理を受託できる許可業者に委託する場合には、基準に従わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約の書面による契約 ・ マニフェストの交付、5年間の帳簿等の保存 など

(6) 土地の占有者等の努力義務

土地を所有、占有又は管理する者は「その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（法第5条）」とし、静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第18条において「土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合で、当該所有地等に産業廃棄物が搬入され、又は長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するとともに、定期的にその使用の状況を確認しなければならない」としている。

(7) 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理に関する例外

ア 建設工事における排出事業者

建設工事においては工事の発注者、元請業者、下請負人等関係者が複数いるため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになるケースがある。こうしたことから、平成6年厚生省通知は、建設工事から生じる産業廃棄物（建設廃棄物）の処理に関して“原則として、元請業者を排出事業者”としている。

なお、平成22年改正法の施行により、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、処理責任を負わせている（法第21条の3第1項）。

イ 建設廃棄物の分類

建設工事に伴い生ずる廃棄物は「産業廃棄物」「事業系一般廃棄物」に分類することができる。

産業廃棄物	建設現場など直接工事から発生する廃棄物で、 がれき類等 の安定型物、汚泥、木くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、紙くず、繊維くず、廃油
事業系一般廃棄物	現場事務所等から排出されるごみのほか、建設工事で刈られて不要になった草や、単なる土地造成のために伐採された木を含む。

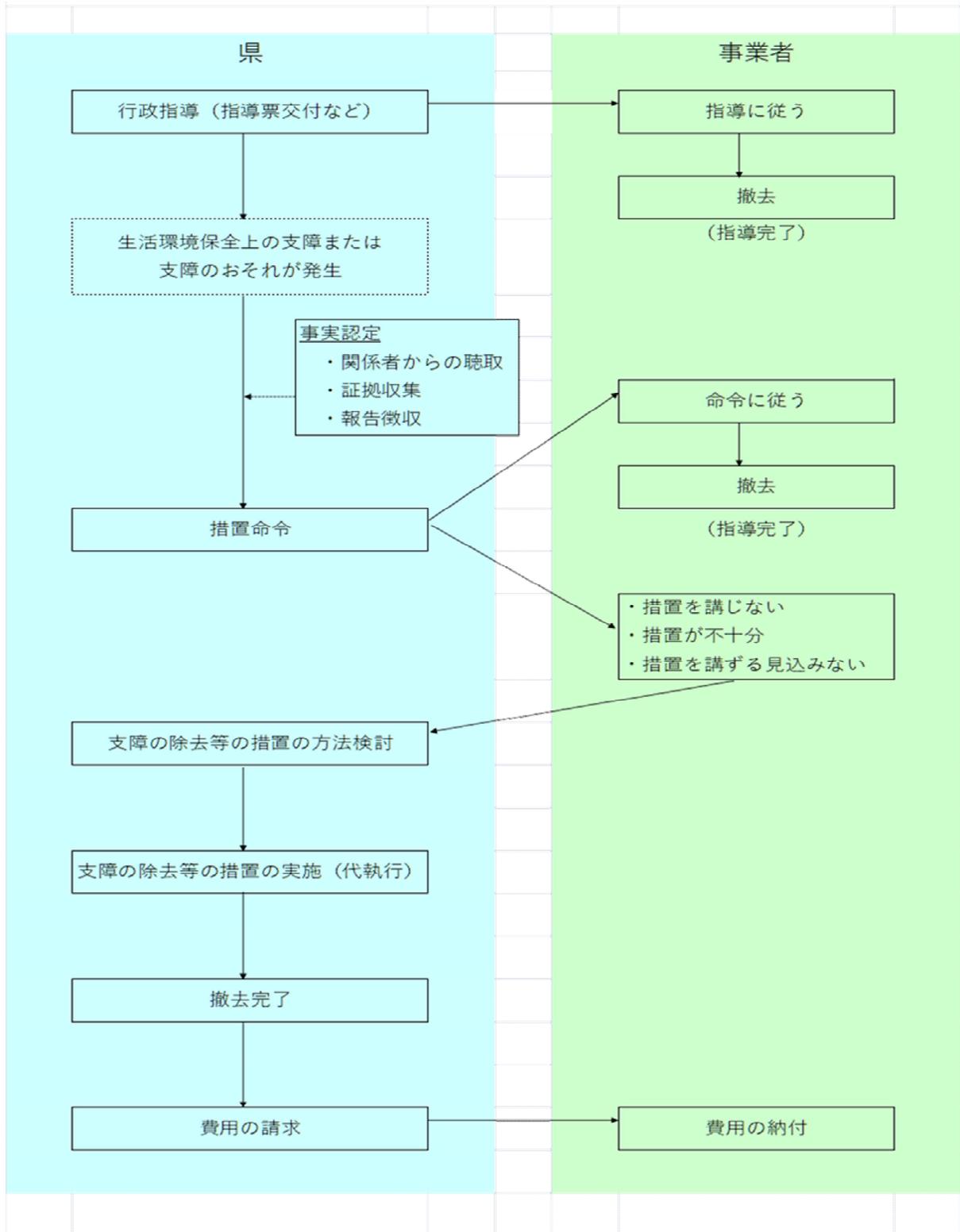
補足

- 「がれき類」は一般的に再利用される割合が高い産業廃棄物であるため、自社処理と称して投棄したり、不適正処理をする悪質な業者もいる。このため、「廃棄物の処理か」「盛土材（有価物）といえるか」を検討するためには詳細な調査を要する。

(8) 産業廃棄物の不適正処理事案への対応

ア 一般的な行政対応の流れ

法に基づく一般的な行政対応の流れは、次のとおり。



イ 法に基づく行政指導

行政指導は“生活環境の保全と公衆衛生の向上”のためであり、法の範囲内において廃棄物の適正処理を求めるものである。

行政指導には口頭指導のほか、違反等の事実を確認した場合には是正事項を明示し、受領者に署名させる文書指導がある。

ウ 措置命令に向けた事実認定

違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるもの（環境省『行政処分の指針（平17）』第1の4(1)抜粋）とされている。

一方、行政事件訴訟法第30条では「行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所はその処分を取り消すことができる」とされ、事実誤認により「全く事実の基礎を欠く」又は「重要な事実の基礎を欠く」と評価された場合、同条に基づく裁量権の逸脱、あるいは濫用と判断されることがある。

従って、仮に行行為者の供述や自白では信用性に問題がある状況において、行政処分を行うには、関係者に法第18条に基づいて報告（以下「18条報告」という。）を求め、帳簿書類等を法第19条に基づいて立入検査を行い、行政庁として違反行為の事実を客観的、かつ合理的に事実関係を認定する必要がある。

エ 基準に適合しない産業廃棄物の処理に対する措置命令

（ア）平成22年改正法の施行前の措置命令の要件など

法第19条の5は、既に行われた**廃棄物の違法な「処分」に起因する環境汚染を防除するために必要な措置を処分者等に対して命じることが**できる旨を定めている。同条に基づく「措置命令」の発出要件は、次のとおり。

- ① **処理基準に適合しない「処分」が行われたこと**
- ② **生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあること**

補足

- ・ 平成22年改正法の施行により、廃棄物の処理基準等に適合しない「処分」に加え「保管」「収集」「運搬」が行われた場合が追加された。これによる経過措置はないため、平成23年4月1日以前に行われた行為であっても、同日以後に現に生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあれば、命令対象。
- ・ 生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現に生じ、又は社会通念上そのおそれがあると思料するに相当な状態が生ずることをいい、例えば、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となる（環境省『行政処分の指針（平17）』第8の2(2)③抜粋）とされている。

(イ) 平成22年改正法の施行前の措置命令の対象となる者

- ① **当該処分を行った者***のほか、委託基準に違反する委託により当該処分が行われた時は、当該委託をした者
- ② その事業活動に伴い当該産業廃棄物を生じた事業者（排出事業者）
- ③ 当該処分等をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が**当該処分等をするのを助けた者***

※ 当該処分を行った者とは

まず第一に実際に不適正処分を行った個人をいい、不適正処分を直接行った従業者等は勿論、不適正処分を指示し、あるいはこれを黙認するなどの帰責性の存する個人事業主等も当然含まれること。また、法人の場合は、不適正処分を指示した役員、不適正処分が行われていることを知りながらそれを阻止する措置を講じなかった役員、取締役会で不適正処分に係る決議に賛成又は異議をとどめない取締役等、**不適正処分への関与が認められる役員等**がこれに該当すること。次に、例えば、特定の役員に会社業務一切を任せきりにし、その者による業務執行になんら注意を払わず、その結果それらの者による不適正処分を見逃ごすに至った場合の代表取締役のように、その職務を行うにつき悪意又は重過失があり、そのために不適正処分を招いたものと認められる取締役、監査役等の役員も「処分を行った者」として命令の対象となり得ること。したがって、不適正処分が法人又は個人事業者の業務として行われた場合には、不適正処分を行った個人（従業者のほか、上記のとおり責任が認められる法人の役員等を含む）と、法人又はその個人事業主の双方に命令が行い得ること。なお、法人又は個人事業主の業務として行われた場合とは、**従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいう**（環境省『行政処分の指針(平17)』第8の2(1)②抜粋）とされている。

※ 当該処分等をするのを助けた者とは

不法投棄などの斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者、無許可業者の事業場まで廃棄物を運搬した者、無許可業者に対して資金提供を行っていた者など、他人の不適正処分に関与した者が広く含まれる（環境省『行政処分の指針(平17)』第8の2(1)④抜粋）としている。

3 ⑥区域に搬入された廃棄物及び①区域に搬入された木くず混じりの土砂に係る事実関係の整理

(1) ⑥区域に搬入された廃棄物に係る事実関係の整理

2009. 2. 5 県東部健福が、市から、「XXXXXXXXXXが解体廃棄物を同社(H21)が所有する伊豆山の土地に不適正保管している」との通報を受け、現地を確認する

現地の状況

- ・がれき類(熱海市日金の建物解体工事現場から搬入されたものと推測)、繊維くず(布団、毛布等)が野積みの状況
- ・また、別の箇所に大量の“木くず”が放置され、更に奥側にも伐採木が野積みされている状況

熱海市、東部農林からの情報

- ・当該業者はこれまでも廃棄物の不適正保管を繰り返していたが、2008年末までは、これほどひどい状況ではなく、年明け以降急激に廃棄物の量が増えた
- ・大量の“木くず”は、熱海市と東部農林の指導により、ようやくまとめたものである
- ・奥側に山積みされた伐採木は最近のもので、把握していない

2009. 2. 13 県東部健福が、解体工事現場の施工者であるXXXXXXXXXXから状況を聴き取り、⑥区域に搬入された廃棄物の処理を指導する(F007)

聴取内容

- ・廃棄物の処理についてはどのような措置が必要かよく分かっている
- ・解体工事現場は日数が限定され時間がないため、一旦伊豆山の自社所有地に運搬している
- ・廃棄物については、資材と産廃に分けて保管し、鉄くずは業者に出している
- ・コンクリートのがれきは再生骨材にしたいと考えている

指導内容

- ・解体工事現場から出た廃棄物の処理計画書を東部健福、熱海市に提出すること
- ・廃棄物の保管場所に囲いと表示を設置することなど

2009. 4. 3 XXXXXXXXXXが、県東部健福に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る廃棄物処理計画書を提出する(F010)

計画の内容

- ・再生利用(コンクリート塊)、業者への売却(鉄くず)、一般ゴミ等処理施設へ運搬(木材、繊維くず、廃プラ、紙くず)
- ・解体工事現場での保管場所の確保が困難なため、近接地である伊

豆山に仮置きしている

- ・ 囲いについては、一時的な仮置きのため、必要最小限で出来るだけ設置する

2009. 4. 8 県東部健福が、XXXXXXXXXXに対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る廃棄物処理計画書の内容等を電話で確認する (F010)

処理計画書について確認した内容

- ・ 廃棄物の撤去時期は未定、なるべく早くするが現時点では予定時期も分からない
- ・ (廃棄物は) 分別することで、(一般廃棄物は) 一般廃棄物として出したい
- ・ それ以外は産廃業者を探し処理する

2009. 8. 27 県東部健福が、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX (解体届の届出者)、XXXXXXXXXXに対し、解体工事の元請に関して18条報告を求める
※ (F030)

報告を求めた内容

- ・ 廃棄物の排出事業者 (=処理責任者) は誰か
- ※ 3者間での口頭ではXXXXXXXXXXが排出事業者であることは一致しているが、それを文書で確認するため報告を求めたもの

2009. 8. 27 県東部健福が、⑥区域に搬入された廃棄物に関し、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXを指導する (F030)

指導内容

- ・ 8. 27現在、解体工事現場等に存するがれき類等は不適正な処分と認められるので、早急かつ適切に処理すること
- ・ 当該廃棄物を処理する予定がある場合には、処理方法、処理量、スケジュール等処理計画を作成し、県東部健福に報告すること (期限 : 2009. 9. 30)

2009. 9. 8 解体工事の関係者であるXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXが、県東部健福
2009. 11. 12 に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る 8. 27の報告の求めに係る報告書(① 9. 4 付け、② 10. 16 付け)を提出する (F031、F035)

報告の内容

- ・ 解体工事現場のがれき類等の排出事業者は、XXXXXXXXXXである

2009. 12. 8 XXXXXXXXXXが、県東部健福に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に係る 8. 27の報告の求めに係る報告書(日付なし)を提出する (F040)

報告の内容

- ・解体工事現場のがれき類等の排出事業者は、自社である

2010. 1. 13 県東部健福が、XXXXXXXXXXに対し、⑥区域に搬入されたが
(H22) くれき類等の排出事業者に関する説明と当該説明の内容を証する書類の提出を求める (F044)

書類の提出を求める理由

- ・法律上、廃棄物処理の責任者を確定させるために必要とXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXに説明

2010. 6. 14 県廃棄物リサイクル課（以下「県廃リ課」という。）と県東部健福
2010. 9. 16 が、XXXXXXXXXXに対し、⑥区域に搬入された廃棄物の排出
事業者に関する追加の報告を求める方針を固める（県廃リ課が県東
部健福に方針を伝達） (F052、F074)

報告を求める内容

- ・工事の発注・受注関係、届出関係等など客観的な事実のみ照会
- ・事実関係については、契約書の写しなど証拠となる書類の提出を
求める

2010. 11. 17 ①区域の残土処分場から⑥区域に“木くず”混じりの土砂*が搬入
11. 19 される (F076)

※搬入された土砂（4トントラック64台分）を観察すると、“木くず”以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっていた

2011. 1. 21 県東部健福が、①区域、⑥区域の廃棄物について措置命令を前提に
(H23) 事務を進める方針を決定する（18条報告を重ね、十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出） (F095、F096)

2011. 2. 25 土地所有権の移転
(XXXXXXXXXX (前所有者) ⇒ XXXXXX氏 (現所有者))

2011. 3. 10 県東部健福が、①区域、⑥区域に搬入された廃棄物に関し、関係7
者(法人・個人)に対し18条報告を求める（報告期限：2011. 3. 31）
(A162、F101～F102)

解体工事に関し報告を求めた事項

- ・工事発注者、元請、工事代金の支払者、移動した廃棄物の種類、
量など

⑥区域の廃棄物に関し報告を求めた事項

- ・廃棄物の種類、量、排出場所（廃棄物の発生場所）、排出者、運搬者

2011. 5. 19 県東部健福が、3.10付けの①区域、⑥区域に搬入された廃棄物に係る18条報告の求めに対し、報告書を提出していない[REDACTED] [REDACTED]に対し、文書で報告を催告する（報告期限：2011. 5. 31（口頭伝達））(A178、F111)

2011. 6. 20 [REDACTED]が、①区域、⑥区域に搬入された廃棄物に係る18条報告の求めに対し、県東部健福に事実申立書を提出する(A183、F118)

解体工事に関する申立内容

- ・解体工事現場のガラを⑥区域に搬出した
- ・搬出量は⑥区域の廃棄物のほぼ全ての量
- ・解体工事現場の地元で当地での分別を反対されたため⑥に搬出した

⑥区域の廃棄物に関する申立内容

- ・ガラは神奈川の業者に、廃プラは御殿場の業者に処分等を委託する

2011. 10. 4 [REDACTED]氏が、県東部健福に対し、廃棄物に係る事実申立書を提出する(F136)

申立内容

- ・解体工事の元請は[REDACTED]である
- ・⑥区域へ廃棄物を運搬したのは施工者である

2011. 12. 14 [REDACTED]氏代理人から県東部健福に対し、⑥区域に搬入された廃棄物に関する依頼がある(F・・・)

依頼の背景、内容

- ・廃棄物の撤去作業について、再三[REDACTED]に要求したが、作業を行う見込みがない
- ・このため、自身で撤去作業を行いたいが、問題点があるか検討して欲しい

県東部健福の回答：2012. 1. 25 F A X回答

- ・廃棄物処理については前所有者に通告すること
- ・撤去の際は、廃棄物の種類に応じた産廃処理許可業者と契約し処理に際しては、マニフェストを交付すること

2012. 10. 19 県東部健福が、[REDACTED]氏から、土地の修復計画を聴く(F・・・)(H24)

聴取内容

- ・[REDACTED]により廃棄物が撤去されなかったため、自己が管理する廃棄物として、廃プラ、木くずは業者に処分を委託し、がれき類は、①区域の盛土箇所の修復工事等でできる限り有効活

2012. 12. 14の18条報告の求めに対する報告書を提出する (F164)

報告の内容

- ・解体工事の発注者、元請、下請、解体工事への指示者、廃棄物の受入確認、整地等を行った業者を報告

2013. 3. 22 県東部健福が、県廃り課に⑥区域の■■■■氏から提出された産廃の自社利用計画の取り扱いを文書協議する (F165)

協議内容

- ・県東部健福は「条件を附して自社利用計画に同意する」との考え

2013. 4. 16 県東部健福が、⑥区域の現地を調査する (F168)

現地の状況

- ・敷地内は入口にがれき類の山一つ残してあるのみで、周辺は整地されていた

2013. 5. 8 県東部健福が、⑥区域の■■■■氏代理人に対し、現地が整地された経緯等を聴く (F169)

聴取内容

- ・現地にあったがれき類は、当該敷地奥の造成に伴い埋立した
- ・1000立法メートルのがれき類を30メートル×70メートルにならず、ガラ厚20センチメートル程度
- ・■■■■氏は自分の土地だからどう使おうがよいではないかとの考え

2013. 7. 10 県廃り課が、県東部健福からの文書協議 (2013. 3. 22) に回答する (F173)

回答

- ・県東部健福の「条件を附して自社利用計画に同意する」との考えのとおり

2013. 7. 19 県東部健福が、⑥区域の■■■■氏を文書指導する (F177)

指導内容

- ・埋立したがれき類の掘り出し、速やかに撤去作業を実施すること
- ・撤去作業の実施に当たり、東部健福に撤去計画書を提出すること (撤去期限：2013. 8. 19)

2013. 8. 9 県東部健福が、⑥区域現地を調査する (F178、F179、F180)

2013. 8. 28 **現地の状況**

2013. 12. 30 ・変化なし

2014. 1. 9 県東部健福が、⑥区域を現地を調査するとともに、⑥区域の■■■■氏

2014. 2. 21. (又はその代理人) を指導する (F181、F182、F183)

2014. 2. 28 **現地の状況**

(H26) ・変化なし

指導内容

- ・埋立したがれき類を掘り起こし、「40-0ミリ」相当の造成に係る再生材として、当該現地で使用すること

2014. 6. 23 県東部健福が、⑥区域の現地を調査するとともに、⑥区域の■■■■氏代理人に状況を聴く (F185)

現地の状況

・変化なし

聴取内容

- ・がれき類の掘り起こしは、現場の造成と平行して進めたいと考えているので、現段階では進んでいない
- ・がれき類の掘り起こしは、■■■■氏の考え次第なので、(■■■■氏に) 直接指導されたい
- ・■■■■氏は、当該地の廃棄物については、「■■■■や、同社をしっかりと指導しなかった県に責任があるが、そう言うばかりでは、廃棄物は片付かないので、ボランティアとして撤去に協力する」と考えている

2017. 1. 20 県東部健福が、⑥区域に埋立した廃棄物の撤去について、■■■■氏に (H29) 対応を聴くとともに文書指導する (F218)

聴取内容

- ・埋まっている産業廃棄物は必ず処理することを約束する
- ・私個人だけの約束ではなく、会社として撤去することを約束する

指導内容

- ・地中に埋立したがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2018. 1. 26 県東部健福が、⑥区域に埋立した廃棄物の撤去について、■■■■氏に (H30) 対応を聴くとともに、文書指導する (F229)

聴取内容

- ・未だに廃棄物が埋まっていることは承知している
- ・埋まっている廃棄物は今後必ず撤去するので、もう少し待つて欲しいなど

指導内容

- ・地中に埋立したがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2019. 3. 8 県東部健福が、⑥区域に埋立した廃棄物の撤去について、■■■■氏に (H31) 対応を聴くとともに、文書指導する (F239)

聴取内容

- ・廃棄物を撤去についての指導は覚えている
- ・廃棄物は今後必ず撤去するので、もう少し待つ欲しい
- ・撤去作業は早くても2020年と思う

指導内容

- ・地中に埋立したがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2020. 3. 12 県東部健福が、⑥区域に埋立した廃棄物の撤去について、■■■■氏に対応を聴くとともに、文書指導する(F248)

聴取内容

- ・埋まっている廃棄物については、当社の責任において撤去しなければならぬものと認識している

指導内容

- ・地中に埋立したがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2020. 6. 19 県東部健福が、⑥区域に埋立した廃棄物の撤去について、■■■■氏に対応を聴くとともに指導する(F252)

聴取内容

- ・人の道に背くようなことをするつもりはない
- ・時期は約束できないが必ず撤去作業を行うので待っていて欲しい

指導内容

- ・地中に埋立したがれき類を掘り起こし、適正に処理すること

2021. 6. 30 県東部健福が、⑥区域の現地を調査する(A281、F260)
(R3)

現地の状況

- ・変化なし

※ 県東部健福は、災害発生直前の2021. 6. 30まで、⑥区域に 新たな廃棄物が搬入されてないか、定期的に現地確認を実施していた (状況の変化なし)

(2) ①区域に搬入された木くず混じりの土砂に係る事実関係の整理

2010. 8. 31 県東部健福が、市から、「①区域の残土処分場で木くず等が混じった土砂が混入されている」との報告を受け、現地確認する(A106)
(H22)

現地の状況

- ・残土処分場の上部から3分の1辺りまでの土中に“木くず”(解体工事から発生したと思われる20~30センチメートル程度の木片) がかなりの量で混ざっている

2010. 9. 2 県東部健福が、①区域に確認された“木くず”混じりの土砂に関し、■■■■氏に事情を聴く(A107)

聴取内容

- ・“木くず”を混入した行為に私は関与していない、他者の責任で行われている
- ・“木くず”を積んだトラックが2日間で約40台来て、伊豆山の別の工区に入らなかった土砂と“木くず”を混ぜて残土処分場に入れた

2010. 9. 9 県東部健福が、①区域に確認された“木くず”混じりの土砂に関し、土地所有者である[REDACTED]に事情を聴くとともに指導票を交付する(A110)

聴取内容

- ・(土と)鉄、木くず、プラの分別は60日くらい前にお願い(「現場の作業者に」との意か)した、多少の“木くず”が混ざっていてもいいと言った、無垢材なら問題ないだろう
- ・そうは言っても混ぜているのは問題というなら指示に従い撤去させる

指導内容

- ・“木くず”を土砂に混ぜ、造成することは廃棄物処理法に違反する
- ・現地の工事の実施者に対し、この行為を直ちに止めさせ、埋まっている“木くず”は取り除き、適正に処理するよう指示すること

2010. 9. 24 県東部健福が、①区域の現地を確認する(A113)

現地の状況

- ・残土処分場は上部まで整形され“木くず”の存在は見受けられない

市からの情報

- ・一時“木くず”を回収して山になっていたが、“木くず”がどう処分されたかは不明

2010. 10. 7 県東部健福が、①区域の現地を確認するとともに、現場の作業者から“木くず”の状況を聴く(A115. 1)

聴取内容

- ・集めたのは大きめの“木くず”で、量はそれほど多くない
- ・拾い集めて置いた場所に後から沢山の土砂が搬入されたので、埋まって見えなくなった
- ・土砂をどけたら“木くず”を取り出しておく

現地の状況

- ・残土処分場から拾い上げたと思われる“木くず”は目視では依然不明

2010. 10. 7 相模ナンバーのダンプ車両が①区域の進入路に「土、砕かれたかわ

ら、陶器類で粒度が不揃いのもの、ガラスくず、鉄筋、廃プラが混ざったもの」を下ろす(A115.1)

運転手からの聴取内容

- ・神奈川県に所在する業者の置き場からもってきた

2010.10.20 県東部健福が、①区域の“木くず”の掘り起こしに立会う(A123)

掘り起こしの状況

- ・10.7に確認した“木くず”のある場所と異なる場所を掘っていたので、その旨を立会者の1人に伝えるも、この場所であるとのこと
- ・掘り進めると、拾い集めて仮置きした“木くず”とは別のものと思われる“木くず”が出現、木くずが埋まっていないと思われるところまで掘り、目視で“木くず”がないことを確認し、作業を終了
- ・集めた“木くず”は①区域に仮置き後、⑥区域に移動し、他のごみと一緒に搬出すること

2010.10.25 県東部健福が、10.7に①区域の進入路に「瓦くず、陶器くず等が混じった土砂」を下ろしたダンプ車両の運転手から聴き取りした神奈川県内の業者の立入調査を行う(A124)

立入調査の状況

- ・当該業者の社長は、10.7に①区域に下ろされた「瓦くず、陶器くず等が混じった土砂」が、同社の置場から運んだものであることを認めた

2010.11.2 県東部健福が、①区域の現地を確認する(A129)

現地の状況

- ・10.20に掘り起こし、仮置きした“木くず”の山には変化なし
- ・仮置きした“木くず”の下側の土砂が雨で崩落し、その崩落面から別の“木くず”が埋まっていることを確認

2010.11.8 県東部健福が、10.7に①区域の進入路に「瓦くず、陶器くず等が混じった土砂」を下ろした業者の社長を聴き取りする(A134)

聴取内容

- ・従業員からは(伊豆山への「瓦くず、陶器くず等が混じった土砂」の搬入については)、(私が)伊豆山の現場の施主だと思っていた
■■■■■■から頼まれたと聴いている

2010.11.17 県東部健福が、①区域に仮置きしていた“木くず”混じりの土砂の撤去作業(①区域から⑥区域への移動)に立会う(A141)

撤去作業の状況

- ・10.20に掘り起こした“木くず”混じりの土砂4トン車31台分を、残土処分場から⑥区域へ搬出(全ての土砂の搬出はできなかった)
- ・⑥区域に搬入された土砂を観察すると、“木くず”以外にもウレタン、金属くず、毛布など様々な廃棄物が混ざっていた

2010. 11. 19 県東部健福が、①区域に仮置きしていた“木くず”混じりの土砂の撤去作業(①区域から⑥区域への移動)に立会う(11.17の残りの土砂)(A143)

撤去作業等の状況

- ・撤去作業前に11.2に確認した“木くず”混じりの土砂について、“木くず”の確認できる範囲で掘り起こしを行った
- ・11.19に掘り起こしたのものも含め、4トン車33台分の“木くず”混じりの土砂を、残土処分場から搬出

当時の担当職員への聴き取り調査結果

(移動した“木くず”の処理状況の確認の有無等について)

- ・①区域の工事実施者に対し、処理状況を確認するなどの対応を行った記憶はない

2010. 11. 19 県東部健福が、「10.7に①区域の進入路に下ろされた『瓦くず、陶器くず等が混じった土砂』」について、XXXXXXXXXXの取締役を聴き取りしたところ、当該者が指示したことを認めたため、文書指導する(A143)

指導内容

- ・「瓦くず、陶器くず等」は産業廃棄物なので、速やかに現場から撤去の上、産廃処理業者に委託するなど、適正に処理すること

当時の担当職員への聴き取り調査結果

(瓦くず、陶器くず等の処理状況の確認の有無等について)

- ・(当該廃棄物の)文書指導した者に対し、処理状況の報告を求めるなどの対応を行った記憶はなく、当該廃棄物が適正に処理されたかは分からない

2011. 1. 21 県東部健福が、①区域、⑥区域の廃棄物について措置命令を前提に事務を進める方針を決定する(18条報告を重ね、十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出)(F095、F096)

2011. 2. 25 土地所有権の移転(前所有者⇒現所有者)

2011. 3. 2 県東部健福が、①区域から下流約300メートルで逢初川の河川水を収去（検査）する

2011. 3. 10 県東部健福が関係法人及び個人5者に対し、①区域で確認された“木くず”に関して18条報告を求める（報告期限：2011. 3. 31）（A162、F・・・）

“木くず” に関し報告を求めた事項

- ・ “木くず” の搬入指示者、排出場所、排出者、運搬者など
⇒ 期限内に5者中4者から「関与していない」「関係ない」「責任はない」旨の回答

2011. 3. 25 県東部健福は、市から、①区域に関する情報提供を受ける（A168）

市からの情報

- ・ D工区（源頭部北側区域）の土砂がいっぱいになったため、再び残土処分場に土砂が搬入されている
- ・ 土砂には竹くずが混入している

2011. 4. 11 県東部健福が、①区域の現地を確認する（A171）

現地の状況

- ・ 残土処分場の入口付近に竹が混じった土砂が搬入されていた

2011. 4. 20 県東部健福が、①区域の現地を確認する（A172）

現地の状況

- ・ 4. 11に確認した“木くず” 混じりの土砂とがれきが混ぜられていた

2011. 5. 19 県東部健福が、3. 10付けの①区域に確認された“木くず”に係る18条報告の求めに対し、報告書を提出していない ██████████ に対し、文書で報告を催告する（報告期限：2011. 5. 31（口頭伝達））（A178、F・・・）

2011. 6. 20 18条報告の求め（3. 10付け）に対し報告書を提出していなかった ██████████ が県東部健福に対し、事実申立書を提出する

申立書の内容

- ・ 残土処分場に確認された“木くず”の排出場所、運搬者は ██████████

2011. 10. 24 県東部健福が、①区域の現地を確認する（A198）

現地の状況

- ・ 残土処分場（どの辺りか公文書からははっきりしない）に一般廃棄物と思われる家電等（1 m³）が投棄されていた

※ 県東部健福は、災害発生直前の2021. 6. 30まで、①区域に新たな廃棄物が搬入されてないか、定期的に現地確認を実施していた（状況の変化なし）

【廃棄物処理法に係る行政対応の記録等とその保存状況】

- ・ ⑥区域に搬入された廃棄物に係る行政対応については、熱海市日金町の対応にあわせて、現地確認を定期的に行うなど当該現地確認の結果や、関係者との対応を復命書や対応記録等に残し、長期間に渡って保存されていた。
- ・ 上記は、廃棄物処理法に基づく行政指導の性質上、遵法意識の低い者や、虚言を吐く者などと対峙することがあり、その行政対応等に当たっては、任意の指導等の段階から、その先の行政処分や刑事告発を念頭に置いた対応が求められることによるものである。

【特別委員会提言の概要（論点）】

- ① 逢初川源頭部北西側区域に持ち込まれた廃棄物に対する県の指導は適切に行われたのか確認する必要がある。
- ② 源頭部から源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂については、移動後は適正に処理がなされたのかは確認されていない。行為者を特定するための十分な調査や、現土地所有者の廃棄物投棄への関与の有無についての調査など、適切な対応が行われていたか検証すべきである。

【論点に対する考察事項】

⑥区域に搬入された廃棄物関係

- (1) 解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取り扱い等は適切であったか
- (2) 土地所有者（旧）など源頭部北西側区域に搬入された廃棄物の関係者への対応は適切だったか
- (3) 所有権の移転以降、現所有者による廃棄物の処理を優先したことは適切（結果として、施工者等への指導等が下火になった）であったか
- (4) 現所有者が源頭部北西側区域に搬入・放置されていた廃棄物を当該地に埋め立て、整地して以降の当該者に対する指導等の対応は適切であったか

①区域に搬入された“木くず”混じりの土砂等関係

- (5) 木くず混じりの土砂について、木くずを混ぜた行為者の特定に係る対応は適切であったか
- (6) 源頭部北西側区域に移動された木くず混じりの土砂への対応は適切であったか
- (7) 残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか

4 事実関係を踏まえた論点と考察

- (1) 解体工事現場の廃棄物の排出事業者を特定するための調査及び当該調査結果の取り扱い等は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

・ 県東部健福は2009（H21）年2月に、⑥区域に建物解体に伴うがれき類、繊維くず等が搬入され、野積みされている状況を目視で確認した。

・ 県東部健福に■■■■■■■■■■は「解体工事現場の（土地）所有者は■■■■■■■■■■

■であり、建設リサイクル法に基づく解体届も同社が県熱海土木に提出している」「解体工事現場からの廃棄物を一旦伊豆山の自社所有地に運搬している」旨を申し立てた。

- ・ 県東部健福は、工事に関連する■■■■■、■■■■■、■■■■■の三者から廃棄物の処理責任に関して18条報告を求め、いずれからも■■■■■が排出事業者との報告を受けた。
- ・ 県東部健福は、2011（H23）年3月に■■■■■による「自社利用のための仮置き」の主張について、■■■■■、■■■■■、■■■■■の三者に加え、■■■■■、■■■■■、■■■■■氏、■■■■■に対しても解体工事現場、⑥区域の廃棄物の野積み現場等に関して18条報告を求めた。（⇒■■■■■、■■■■■氏、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■は「責任はない」「関係ない」旨と報告している。県東部健福の催告に■■■■■は「発注者は■■■■■、解体工事の実施者は■■■■■、現場のガラを⑥区域に移動したのは■■■■■、排出量は⑥区域に搬入されたほぼ全量」である旨が報告された。）
- ・ 県東部健福は、同年10月に■■■■■氏に面談を求めた。■■■■■氏は「発注者は■■■■■、元請は■■■■■、発生したがれき類を⑥区域に運搬したのは■■■■■」である旨を申し立てた。
- ・ 県東部健福は、2012（H24）年4月にも■■■■■氏から18条報告を求めた。■■■■■氏は工事の発注者、元請、下請、⑥区域へのがれき類の搬入作業における■■■■■氏の立場、役割等の報告を行った。
- ・ 県東部健福は関係者の供述内容を裏付ける産業廃棄物の処分契約書などが確認されず、■■■■■による「自社利用のための仮置き」「■■■■■氏は■■■■■の社員」であることを否定する事実を見いだすことができなかった。
- ・ 県東部健福は、早期に熱海市日金町に残存するがれき類の処理とあわせ、⑥区域のがれき類等の処理を促すため、2009（H21）年2月以降■■■■■社長を含む■■■■■の関係者に聴き取り・行政指導を重ねた（2009年5回、2010年5回、2011年3回、2012年1回、2013年2回、2014年2回の面談指導が行われている）。

【考察】

- ・ ⑥区域に野積みされたがれき類等は、その性状等から熱海市日金町の■■■■■

事において当該がれき類を破砕して再利用したい旨の利用計画の提示があったことから、破砕したがれき類が廃棄物に該当しないかどうかについて、事前に県東部健福の確認を受けることを条件に、これを容認する意向を■■■■氏に回答した。また、がれき類以外の廃棄物の撤去計画を提出するよう任意の要請を繰り返しながら、事案の解決に当たった。

- ・ しかし、県東部健福が後日に現場を立入検査した際に、■■■■氏の指示で 2013 (H25) 年 5 月までに当該がれき類は砕かれ、その場に埋立した事実を確認した。県東部健福は、■■■■氏が指導に従い当該がれき類を掘り起こして撤去する意思を示したため、適正に処理するよう指導した。
- ・ 県東部健福は当該がれき類を速やかに掘り起こさせて解決を促すべく、■■■■氏に撤去計画の作成を求め、具体的な協議を行うよう重ねて指導した（指導票交付 5 回。面会指導 7 回）。

【考察】

- ・ ⑥区域の土地造成工事において当該がれき類を破砕して再利用したい旨の■■■■氏からの申し出に対し、破砕したがれき類が廃棄物に該当しないかどうか事前に確認を受けるよう条件を付けて許容して指導した対応は、再資源化率が高いがれき類にあって、リサイクル品として一定の品質を保って有効利用を図る指導には一定の妥当性がある。
- ・ がれき類の再利用に条件を付したにも関わらず、■■■■氏の指示でがれき類を地中に埋立した行為は法律上、産業廃棄物処理施設の無許可設置（法第 15 条違反）が疑われることから、法令に基づき、がれき類を掘り出して適正に処理するよう指導したことは適切であったと考えられる。加えて、「みだりに廃棄物を捨ててはならない」（法第 16 条違反）が疑われることから、刑事罰を適用を視野に、この行為を刑事告発する余地があったと言える。
- ・ しかし、■■■■氏は埋立したがれき類を撤去する意思を示したため、■■■■氏に不法投棄しようとする悪質性があることまでは疑わず、■■■■氏の言質に期待して速やかな解決に向けて指導を重ねたと考えられる。県東部健福による指導がその後、年一回程度の頻度での指導になっていったことは、厳格な指導が続いていたとは言えない。
- ・ がれき類を地中に埋立した行為が法律上、その処理基準に適合した状況で埋立した“廃棄物の処分行為”であるとは言えないため、将来的な支障のおそれを廃棄物処理の知見を有する専門家に助言を求め、国の指針に基づき措置命令の発出に向けて、さらに検討する余地があると言える。

区域に移動されたことを確認した。

当時の担当職員への聴き取り調査結果

【当時の処理状況について】

- ・ “木くず” が適正に処理されたか、処理状況を確認した覚えがない。

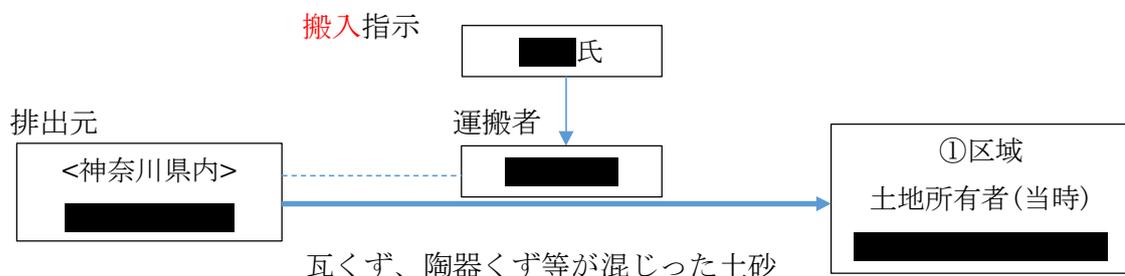
【考察】

- ・ ①区域の法面に “木くず” が露出した状態は、流出などが懸念されるため、**■■■■氏**や**■■■■氏**は撤去する義務はない中で、“木くず” を撤去させ、⑥区域へ移動させた行政対応は、指導の成果の一つであったと言える。
- ・ “木くず” 混じりの土砂の⑥区域への移動については、土砂から “木くず” を分別するための暫定的な措置であったと言えるので、他の指導事例に漏れず、県東部健福が移動後の “木くず” の処理状況を確認していなかったとは考えにくい (**■■■■氏**や**■■■■氏**によって “木くず” が適正に処理される見込みがあったと考えられるが、それは推察でしかない)。
- ・ 産業廃棄物の処理責任は事業者にある。最終的に当該 “木くず” が適正に処理されたか否かは分かっていないが、その処理状況を行政が確認していなかったとしても、その行政対応が不適切であるかどうかを直ちに断ずることはできない。

(7) 残土処分場への進入路付近に搬入された廃棄物への対応は適切であったか

【確認・判明した事実関係】

- ・ 県東部健福は2010 (H22) 年10月に、①区域進入路付近で**■■■■**のダンプ車両が廃棄物と思しき瓦くず、陶器くず等が混じった土砂を下ろしたため、運転手を聴き取りし、当該土砂の排出元が神奈川県内の**■■■■**であることを把握した。



- ・ 県東部健福は土砂の排出元であった**■■■■**を立入検査し、代表者から聴き取りし、**■■■■氏**の搬入指示によるものであることが判明したとともに、①区域進入路付近に下ろされた土砂への瓦くず、陶器くず等と同じ性状の土

砂であることを確認した。

- ・ 県東部健福は■■■■氏に対し、当該瓦くず、陶器くず等を適正に処理するよう指導した。

当時の担当職員への聴き取り調査結果

【当時の対応について】

- ・ 指導後に現場を確認した際、①区域に廃棄物は確認できず、適正に処理されたかは不明。■■■■氏に対して報告を求めるなどの対応は覚えてない。

【考察】

- ・ 県東部健福は瓦くず、陶器くず等の排出元である事業者を立入検査して、当該瓦くず、陶器くず等が廃棄物であると認定し、①区域進入路付近に搬入を指示し、廃棄物の処分を行おうとした■■■■氏に対し、廃棄物を適正に処理するよう指導した対応は適切であると考えられる。
- ・ 指導後に①区域の現場から廃棄物がなくなっていれば、通常、■■■■氏による処理状況を確認していなかったとは考えにくい（①区域から廃棄物が撤去されたことを、■■■■氏に確認しなかった理由は不明である）。
- ・ 産業廃棄物の処理責任は事業者にある。当該瓦くず、陶器くず等が適正に処理されたか否かは分かっていないが、その処理状況を行政が確認していなかったとしても、その行政対応が不適切であったと直ちに断ずることはできない。

5 考察を踏まえた再発防止に向けた対策

⑥区域にがれき類等が野積みして放置されたが、①区域に残土と一緒に廃棄物が搬入される呼び水となる状況があった可能性はある。⑥区域に埋められたがれき類は2021年7月の盛土崩落時に一体となって流出していないことから、①区域の崩落との因果関係は明らかではない。

また、産業廃棄物への規制は、度重なる法改正により、排出事業者責任の徹底や罰則の強化が行われてきたが、有価物と称して処分するなど巧妙化・潜在化する傾向がある。本件のように、遵法意識の低いと思われる相手の申立や意向に、行政が期待したことで解決せず、いたずらに長期化した対応に問題意識を持たなければならない。

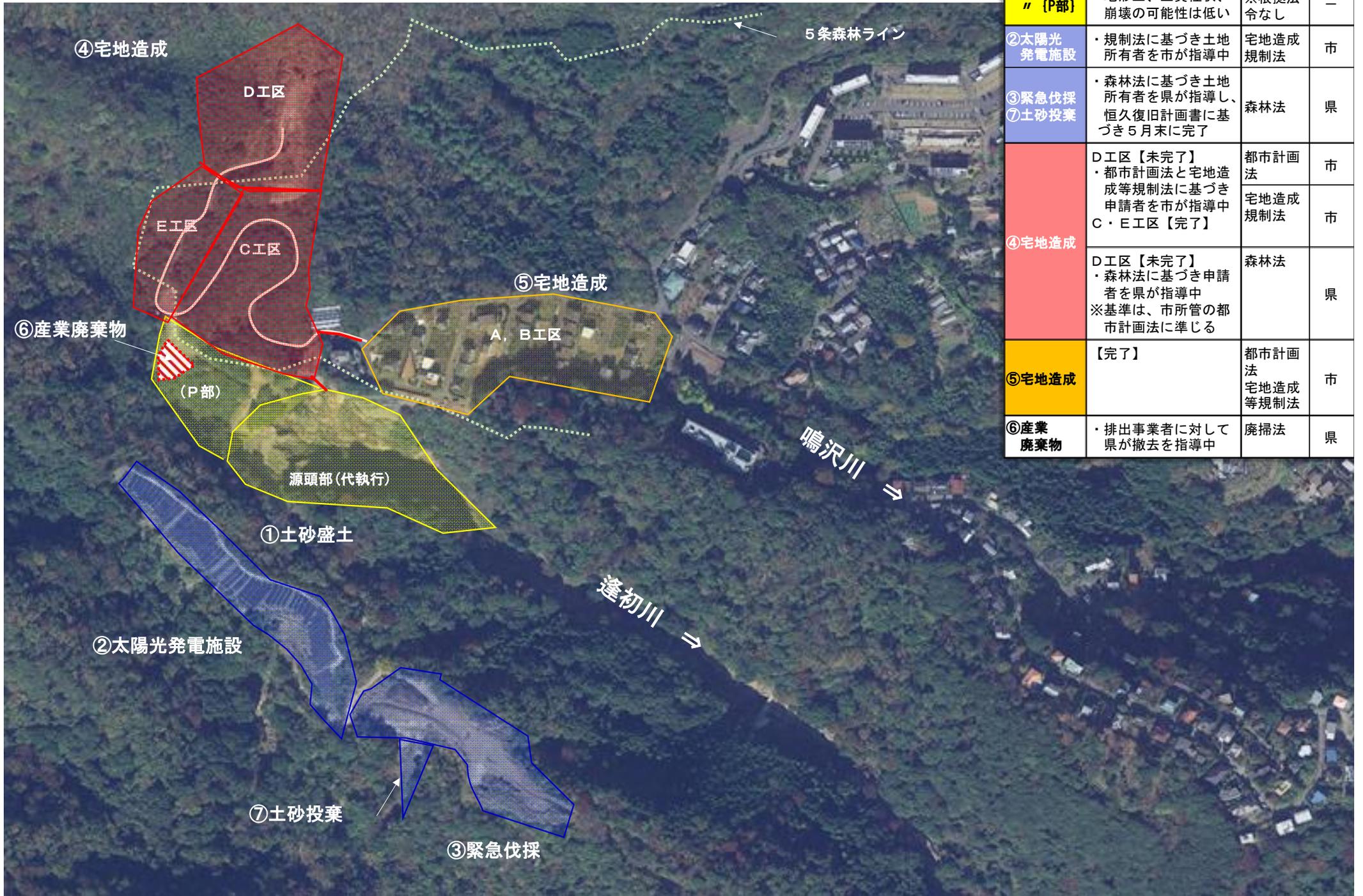
[今般の事案を踏まえた取組の実施]

- ・ あらためて県内における行政対応が長期化している事例においても、担当する職員個人の知識や経験任せにいなっていないか、不法投棄撲滅対策本部を通じて問題を共有し、対応策を深掘りしながら不適正処理事案の解決・解消に努めている。
- ・ 盛土総点検でも、廃棄物と思しきものが混じったまま残土として処分されるケースが確認されたことから、令和4年度から県民の協力による監視『盛土110番』を庁内に開設した。あわせて、不法な盛土等に関する通報情報を関係部局間で共有し、関係法令に基づく行政処分等の迅速化するなど対処体制の確立を目指す組織として『盛土対策課』が設置された。
- ・ 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄事案では、法の抜け道や行政が指導しにくい間隙について行われるケースがある。担当職員を恫喝する者もある。
- ・ 廃棄物行政の担当職員は、遵法意識の低い相手と向き合い、法に基づく権限を駆使して事実関係を把握する必要があることから、その対応には知識の蓄積はもとより、指導経験の蓄積、共有が必要である。
- ・ 不適正処理事案が複雑多様化する中で、指針に基づく厳格な対応が求められる一方、適時の監視や指導にはマンパワーに限界がある。このため、他の法令所管部署と連携して不法投棄パトロールを兼務する職員を増員し、監視・指導の研修を進めている。

[今後に向けた取組]

- ・ 関係部局間で廃棄物混じり土砂への対応のポイント等を共有し、衛星写真や三次元点群データによる地形変化、IT技術を活用した先回り監視パトロールを活用を図る。
- ・ これまでの警察と連携してきた経験を踏まえ、組織的な不法投棄を行うなど悪質事案や不適正処理事案への対応について、監視・指導の手法に関する優良事例を収集し、さらなる指導技術の向上を図る。

逢初川源頭部周辺の土地改変行為に係る対応状況図



区分	対応状況 (令和5年5月)	法令	担当
①土砂盛土	・行政代執行(盛土残存部の不安定土砂撤去中)	県盛土条例	県
〃 [P部]	・地形上、土質性状、崩壊の可能性は低い	※根拠法令なし	—
②太陽光発電施設	・規制法に基づき土地所有者を市が指導中	宅地造成規制法	市
③緊急伐採 ⑦土砂投棄	・森林法に基づき土地所有者を県が指導し、恒久復旧計画書に基づき5月末に完了	森林法	県
④宅地造成	D工区【未完了】 ・都市計画法と宅地造成等規制法に基づき申請者を市が指導中 C・E工区【完了】	都市計画法	市
	D工区【未完了】 ・森林法に基づき申請者を県が指導中 ※基準は、市所管の都市計画法に準じる	宅地造成規制法	市
⑤宅地造成	【完了】	森林法	県
⑤宅地造成		都市計画法 宅地造成等規制法	市
⑥産業廃棄物	・排出事業者に対して県が撤去を指導中	廃掃法	県